

## 小田原市契約規則の一部改正の概要

### 1 改正の背景

公有財産の売払いを実施するに当たり、インターネット公有財産売却システムを利用することにより、インターネット上で入札を行い、より多くの方が入札に参加できる機会を増やし、売払い物件の落札を促進します。

このシステムの利用に当たり、小田原市契約規則を改正しようとするものです。

### 2 改正の内容

次のとおり、小田原市契約規則を改正します。

#### (1) 入札参加資格

財産の売払いに係る一般競争入札にあつては、より多くの方に入札に参加していただけるように、1年以上の事業の継続及び経営の規模等の要件を要しないこととします。

#### (2) 入札予定価格

財産の売払いに係る一般競争入札にあつては、予定価格を最低売払価格とするため、入札執行前に予定価格を公表することができることとします。

#### (3) 入札保証金

インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札保証金はシステム上定額である必要があるため、入札保証金の額を入札者の決める見積金額の100分の5以上ではなく、最低売払価格である予定価格の100分の10以上とすることとします。

#### (4) 入札保証金に代わる担保

インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、インターネット公有財産売却システムを管理する事業者が入札参加者の与信枠を確保し、入札保証金の納付に代わる担保としますので、インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証を、入札保証金に代わる担保に加えます。

#### (5) 契約保証金

インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札にあつて

は、落札者の負担を軽減するため、契約保証金の額を予定価格の100分の10以上とし、入札保証金の額と同様とすることとします。

(6) 契約保証金の還付の特例

財産の売払いに係る一般競争入札にあつては、落札者の負担を軽減するため、契約保証金を契約代金に充当することができることとします。

**3 施行年月日**

平成28年10月17日（予定）